

森林セラピー検定受験対策講座受講約款

本約款は、グリーンキャスト株式会社（以下、甲という）が実施する森林セラピスト養成講座（以下講座という）に適用される条件を定めたものです。講座を受講しようとする者（以下乙という）は、本約款に同意したうえで受講の申込みを行ったものとみなします。

第1条 受講契約の成立

受講契約は、乙が甲に講座受講申込書を提出し、講座受講料を支払い、甲の承諾によって成立するものとします。

第2条 講座の実施

1. 通学講座において、甲は、受講案内書記載の日時に講座を実施します。ただし、自然災害などやむを得ない事情がある場合には、日時等を変更または代替措置を講ずることとします。
2. 通信講座において、自然災害などやむを得ない事情により教材の制作・発送等に支障がでた場合には、甲は乙に速やかに連絡を行い、日程変更などの処置を講じます。

第3条 受講契約の解除

1. 受講契約の解除は、書面により行うものとします。（通学・通信講座共通）
2. 開講前に受講契約を解除する場合には、以下の基準を適用します。（通学講座）
 - ① 開講日前4週間の応答日（応答日が土曜、日曜、国民の祝日にあたる場合はその前日までの甲の事務取扱日）までの申し出については乙の支払った受講料より事務取扱手数料（振込み手数料を含む）として2,000円を控除した金額を返還します。
 - ② 開講日前4週間の応答日を経過し開講日10日前（開講日前日が土曜、日曜、国民の祝日にあたる場合はその前日までの甲の事務取扱日）までの申し出については、乙の支払った受講料より講座開講の経費（受講料の15%相当分）を控除し、併せて事務取扱手数料（振込み手数料を含む）2,000円を差し引いた金額を返還します。開講10日前より前日までの申し出については、乙の支払った受講料より講座開講の経費（受講料の50%相当分）を控除し、併せて事務取扱手数料（振込み手数料を含む）2,000円を差し引いた金額を返還します。
3. 開講日以降は、以下の場合を除き乙から受講契約の解除はできません。（通学講座）
 - ① 乙が受講教室の変更が不可能な地域へ転勤する場合。
 - ② 乙が事故または重大な心身の疾病によりそれ以降の受講が不可能になり、かつ医師の診断書が提出された場合。
 - ③ 乙が死亡した場合。
4. 通信講座の受講解約には、以下の基準を適用します。
 - ① 乙は甲から教材を受領した日を含む1週間以内に書面により本契約の解除を申し入れた場合には、本契約を解除することができる。但し、乙が甲から受領した教材のダンボール等の梱包を解いた場合は、乙は契約の解除をすることはできない。
 - ② 本契約の解除が有効になる場合においては、甲は乙に対して事務取扱手数料（振込み手数料を含む）2,000円を差し引いた金額を返還します。但し、乙は解除に際しては、甲から教材を受領した時から1週間以内に甲に対し乙の負担で教材の返還をしなければならない。甲は乙から教材の返還を受けた場合は、速やかに乙の指定する講座に、事務手数料を控除した金額を返還します。この場合、送金手数料は乙の負担とする。
 - ③ 前項の規定にかかわらず、乙が返還に際して教材を破損した場合は、甲は乙に対し別途破損にかかる費用を請求できる。
5. 前項による返金等は、所定の基準に基づく取扱いとします。
6. 甲は、乙が受講中に講師、実技指導者等の指示に従わず、または故意に講座の進行に支障を及ぼすなど乙の受講が適切でないと判断した場合には、契約を解除することができます。この場合、講座受講料は返金しません。

第4条 著作権

1. 講座に関する著作権は、甲または使用するテキストや資料等の作成者に帰属します。配布するテキスト、その他一切の教材の複写複製または他での使用はできません。
2. 乙は、講座内容を録画・録音することはできません。録画録音に関して特別に講師の許可があった場合でも、それを複写複製または他で使用することはできません。
3. 乙は、講座の具体的な内容をインターネットや出版物等を通じ公表することはできません。

第5条 受講に関する支援

1. 講座は、原則として日本語で行い、他の言語による通訳等のサポートはいたしません。
2. 受講にあたり補助・介護など特別な支援を必要とする場合には、甲の事前の承諾を得るものとし、それに関わる費用、手配は乙の負担とします。

第6条 免責事項

甲の責めに帰さない事故、講座を実施する施設内において生じた盗難および紛失などについては、甲は責任を負いません。

第7条 情報保護

1. 甲は、本講座に関連して収集した情報については個人情報保護法を遵守し適切に取り扱います。
2. 乙は、本講座に関連して知りえた個人情報等を第三者に開示できません。

第8条 通知

乙は、住所、氏名を変更したときは、遅滞なくその旨を書面により甲に連絡しなければなりません。変更の通知がない場合には、甲は乙に送付すべき郵便物は受講申込書に記載された乙の住所宛に発送すれば足り、その郵便物は通常到達すべき時に到達したものとみなします。乙に発送された郵便物が乙の不在のため郵便局に留置されたときは、留置期間満了時に乙に到達したものとみなします。

第9条 責任の制限

講座に関連する乙の請求に対する甲の累積的責任は、講座受講料を上限とします。

第10条 管轄裁判所

本契約に関して問題が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

グリーンキャスト株式会社 2010年1月15日